



「連合奈良の日」11月度

はたらくのそばで
ともに歩む

11月5日、18時より近鉄大和高田駅において「連合奈良の日」街頭宣伝を行いました。中和地協からは笠谷議長はじめ4名、連合奈良から吉村副事務局長、そして先の衆議院選挙に立候補された川戸康嗣さん及び事務所から1名に参加いただきました。

今回は、10月1日より改定された「最低賃金」をテーマにアピールを行いました。最低賃金は、国が定めている賃金に関するルールで、都道府県ごとに設置されている「最低賃金審議会」による審議を経て毎年改定されます。

この審議会は、公益委員・労働者側委員・使用者側委員で構成されていますが、連合奈良から労働者側代表として参画し、使用者側の抵抗にあいながらも毎年の引き上げに向けて主張し、力をつくしています。

奈良県では10月1日から50円引き上がり、時給で936円から986円になりました。夜10時以降働く場合、最低賃金も25%上乘せとなります。

会社は最低賃金以上の賃金を支払う義務があること、最低賃金額を下回る賃金は法律違反であり、下回った場合は差額を請求できること、パートタイマーや学生アルバイト、臨時・嘱託などの雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者と使用者に適用されることなどを訴えました。



奈良県の 最低賃金

986円

2024年10月1日～

